

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 保健所から健康観察をお願いしている皆様へ

～健康観察、自宅内感染防止に関する手引き～

PCR検査を受けた方及び患者と濃厚接触があった方に健康観察・自宅待機の協力をお願いしています。

健康観察対象となり外出できない間、寝屋川市では朝・昼・夕の食事の無料提供や日用品の買い物を代わりに行うサービスがあります。（3ページへ）

サービスの対象者は寝屋川市民（市内に居住）です。



寝屋川市保健所 新型コロナウイルス感染症対策室

所在地 寝屋川市八坂町28-3
電 話 072-829-8466（配食・買い物サービス専用）
072-829-1210（新型コロナウイルス感染症対策室）

健康観察対象の方のイメージ

感染拡大防止の観点から、健康観察対象の皆様にはすべての外出を控えていただくようお願いしています。

Q1 買い出しは?



Q2 通勤・通院は?



Q3 散歩は?



※イラストはイメージです。

健康観察期間の注意点



①外出を避けて自宅等で過ごしてください。

②健康観察期間は、1日2回（朝、夕）体調についてチェックしてください。

（症状）

体温、咳、息苦しさ、喉の痛み、倦怠感（だるさ）
鼻水、鼻づまり、頭痛、下痢、吐き気、嘔吐、関節痛、
筋肉痛、味覚・嗅覚障害など

③健康観察期間は、上記の症状があればすぐに保健所に連絡ください。

※「家庭内でご注意いただきたいこと（厚生労働省）」をご参照ください。

ご自宅で生活いただくため、必要な場合は下記サービスをご利用ください。

◆ 配食サービス（無料で利用いただけます）

◆ 買い物（生鮮食料品を除く）支援サービス
（商品代金は自己負担）

配食・買い物支援サービスの流れ

① サービス内容のご案内

② サービス申込み

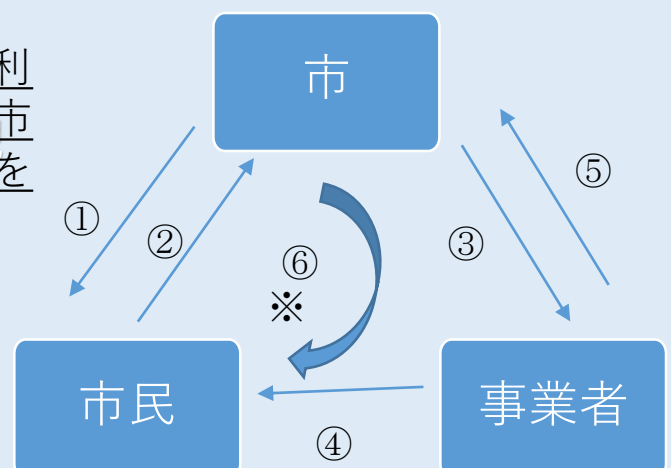
※配食は市が事業者に委託するため利用者負担なし。日用品の商品代金は市が立替払いし、後日、利用者に実費を請求。

③ サービス提供依頼

④ 配食・日用品の提供

⑤ 費用請求

⑥ ※買い物支援利用者のみ
サービス利用後、市が立て替えた商品代金を請求



※⑥の請求は買い物支援利用時のみ。
配食のみの利用の場合、費用負担はありません。

配食・買い物支援サービス 利用時の留意点

○共通事項

- ・サービスの対象者は、原則、寝屋川市民で市内に居住している方です。
- ・親族、友人などのサポートが受けられない方をはじめ、利用を希望される方皆さんがご利用いただけます。
- ・サービスの利用開始には、氏名・住所等の個人情報を事業者にお伝えすることを了承いただく必要があります。
- ・食事、商品の受け取り時、市民のみなさまと事業者の接触を避けるため、玄関先への置き配達や、携帯電話等での受け取り確認にご協力ください。
- ・ご利用期間は保健所が指定した健康観察期間のみです。
(保健所の判断で健康観察期間が変わる場合があります。)
- ・配食サービス、買い物支援サービスはどちらかのみ利用も可能です。

○配食サービス（無料でご利用いただけます）

- ・メニューは日替わりで決まっています。
- ・原則、申込の翌日の昼食からの利用となり、1日3食単位です。
- ・昼食を午前中に、夕食と翌日の朝食を午後に配達します。
- ・アレルギー等疾患別の対応、離乳食の提供はできませんが、食事について何らかの対応が必要な場合はご相談ください。

○買い物支援サービス

(注) 日用品の商品代金は、利用者負担 (有料) です

商品代金は市が立て替えて事業者を支払い、後日、市から請求書を送りますのでお支払いをお願いします。

- ・回数は、週2回、計4回です。計画的にご利用ください。
- ・費用は本人負担となるため、必要な日用品等に限定してご利用ください。
- ・買い物支援サービスを初めてご利用する場合、配食サービス利用中でも、改めて市へお電話ください。(市から事業者へ申し込みます)

その他、詳しい内容・お申し込みは、下記のダイヤルにお問い合わせください

☎ 配食・買い物支援 (保健所 新型コロナウイルス感染症対策室)

072-829-8466

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝祭日、年末年始除く)

※上記以外の時間 寝屋川市役所 **072-824-1181**

「配食・買い物支援の件で新型コロナウイルス感染症対策室の職員に連絡したい」とお伝えください。